

報告第7号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月11日提出

渋川市長 星 名 建 市

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和7年12月26日午後1時から午後3時30分までの間、浜川市中村830番地浜川市清掃管理事務所敷地内において、保管していた作業用ベニヤ板が強風により飛ばされ、当該敷地内駐車場に駐車していた[REDACTED]氏が所有する普通乗用車（[REDACTED]）の助手席ドアに接触し、損傷させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月21日

浜川市長 星 名 建 市

1 和解の内容

当事者 甲 浜川市長 星 名 建 市

乙 [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費65,464円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

65,464円